

公 告

このたび当別町の一部を受益地域とする土地改良（川下地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和8年9月4日

申請人 石狩郡当別町川下2726番地37 -

佐藤 貴浩 -

(署名)

佐藤 貴浩

石狩郡当別町川下5428番地11 -

青山 眞士 -

(署名)

青山 眞士

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和8年9月4日から令和8年9月24日まで

(3) 縦覧場所

当別町のウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

tsutsumi@tobetsu-chiikiyosui.or.jp

(2) 意見書の提出期限

令和8年9月24日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをする場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があります。また、提出いただいた意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、当別土地改良区総務部管理課までお問い合わせください。